

官報

号外 昭和二十二年八月三十一日

○第一回衆議院會議錄第三十二号

昭和二十二年八月三十日(土曜日)

午後二時三十一分開議

議事日程 第三十一号

昭和二十二年八月三十日(土曜日)

午後一時開議

- 第一 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
 - 第二 大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
 - 第三 昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士候補の資格の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
 - 第四 貿易組合法を廃止する法律案(内閣提出)
 - 第五 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案(内閣提出)
- 〔朗読を省略した報告〕
- 一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
特許法等の一部を改正する法律
金融機関再建整備法の一部を改正する法律

一、昨二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

をいたさんとするものであります。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

をいたさんとするものであります。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

をいたさんとするものであります。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一箇月を要するから、われ／＼の責任上、政府とは関係なくこれを延長するものであるということを主張してゐるのであります。

もちろん、その主張は一面理由はないわけではありませんが、しかしながら私どもは、この議論はまことに法規を解しないところの曲論であると思ひます。何となれば、このいわゆる常任委員会中において、一つの司法委員会がかりに法案がたぐさんあつて、その審議に一箇月を要する場合におきましては、これは国会法の四十七條の二項には、「常任委員会及び特別委員会」は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができるといふ規定があるものであります。従ひまして私どもは、もし司法委員会だけが、いわゆる審議未了になつておる事件があるならば、この規定に基いて、そうして院議によつてこれを付託し、司法委員諸君にはまことに氣の毒ではありまするが、その間に審査をしてもらふということが適當であると考へておるのであります。(拍手)

しかし、これに対しては與党の諸君の中には、この規定は、国会法第六十八條に「会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない」といふ規定があるから……

〔発言する者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願ひます。

○小澤佐重喜君(続) これは結局司法委員会において審査をせられまして、その次の国会、すなわち臨時国会において再び議案を出し直さなければならなくなるから、断じてこれには反対だといふのであります。

その解釈が——そも／＼與黨諸君の頭は間違つた解釈である。なぜかなれば、この国会法の四十七條の二項と国会法六十八條の規定は、旧議院法の二十五條と三十五條との精神によつて規定された法律であります。この旧議院法の二十五條あるいは三十五條を一應朗読してみますならば、議院法第二十五條には「各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議院閉會ノ間委員ヲシテ議案ヲ審査シ繼續セシムルコトヲ得」といふ規定があるのであります。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) お静かに願ひます。

○小澤佐重喜君(続) また議院法第三十五條には、「帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議諸君ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セシムル第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラス」と規定してあるのであります。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願ひます。著席して下さい。——静肅に願ひます。

○小澤佐重喜君(続) 従ひまして、この国会法第六十八條の規定は、とりもなおさず旧議院法第三十五條と同一に解するものであります。がゆゑに……

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願ひます。

頃から審議には入らうといひ、そして十月二十日頃に最後の審議を終らせうといふ考へ方と、われ／＼が会期の延長に反対し、そしていわゆる臨時國會の再開を政府に要求した場合における審議の過程とは、まったく同一の結果に相なるのであります。つまり政府において、この国会中において諸般の議案等を熱心に調査し研究をいたしまして、かりにその準備が二十日につく見通がつくならば、九月二十日に臨時國會を開けばよいのであります。

またその準備の期間が、かりに一箇月を要するものとしたしますならば、三十日後である十月一日に臨時國會の召集をなされれば、何らこの審議状態には異動はないのであります。従ひまして、私どもの主張による議事審議の促進と、また與黨諸君の主張する五十日の会期延長をした場合における審議の促進とは、まったく同一になるのである。

そういうふうに同一になるとするならば、そういうむづかしい議論をよして、むしろ会期延長の方がよいではないかと、おそらく與黨の諸君は仰せられると思ひます。これは大に意見が違ふ。少くともそのまず第一点は、先ほど一言しましたように、この会期の延長にあたりまして、七月の五日、われらは議院運営委員会において満場一致をもつて、このわれ／＼の会期は再び延長しないことを政府に声明し、みづからもそれをきめておきながら、この決議に反して、あえて再び延長するといふことは、おのれを欺き、人を欺くものはなほだしいものであると私は言わなければならぬのであります。(拍手)

もう一つの理由も、與黨の諸君は、この会期の延長といふものは決して政府の要請を容れるものではない、この國會内における審議状況によつて会期の延長をするものと主張しておりますが、しかしながら、これに対しては二つの疑点がある。まず第一の疑点として算えられることは、司法委員会の刑法あるいは民法の改正が審議未了になるおそれがあるために会期を延長するならば、何を苦しんで五十日延長する必要があるか。三十日できまるというのではないか。(拍手)

それからもう一つの事実があるのがあります。いかに與黨諸君が強弁しようとも、この会期の延長は政府と談合の上に、いや一歩進んで政府の指圖のもとに会期の延長を主張しておることは、偽りのないところの事実であると私は断言する。(拍手)なぜならば、過日審議院のある委員会におきまして、某議員から石炭國家管理法は今会期中に提出するや否やといふことを質問したところが、水谷商工大臣答へていわく、必ず今会期中にこれを提案しますといふことを言明したのであります。ところが、その某議員は再び立つて、今議會にこの石炭國家管理法の法案を上げるといふが、あとわずか十日しかないところの期間において石炭國家管理法を議決する見込みは立ちますかといふことを詰め寄られたところが、商工大臣は何らの答弁ができなかつたという一つの例がある。

さらにもう一つ大きな問題は、昨日の新聞にも、また今日の讀賣新聞にも出ておりましたが、先ほどのように会期五十日を延長して、そして十五日間休会して、その休会の間に、社會黨の諸君と片山総理大臣その他社會黨出身の閣僚が数班にわかれて、北海道を初め全國に一大遊説するところのお互いの協議が整つておるといふことは、とりもなおさず、いずれ未決定事項はすでに決定されたことを前提として計画を建てられておる点から見まして、明らかに政府の指圖もしくは懇談に基いて與黨諸君があえて会期延長を提唱したものと云わなければなりません。

〔拍手〕

しかしながら、この與黨たるものが、そのときの政府を極力援助するといふことは、もちろん当然であります。ただ私の憂うところは、與黨として政府に協力せんがための液々たる一念において、この大事な國會の權威を無視し、この國會の自主権といふものを冒瀆するやうなことがあつては断じて容赦は相ならぬのであります。(拍手)

かつて六月十八日、ちょうど今回と同じような問題が生じました。それは何であるかと言いますれば、當時議長は非常にこのことについて心痛して、われ／＼議員を代表して、一大声明を発表したことがあります。今皆さんがお忘れになつたかも知れませんが、ここにその議長の声明文を朗読いたします。「議院今期國會の会期をある程度延長することを政府が決定したかのごとき新聞記事を見たが、これはもちろん誤解から來た記事だと思ひが、こゝろを誤解するやうにしたいと思ひ。」「その他こまかありますが、これは諸

君が見たのでありますから。要するに私もこの会期の延長にあえて反対しておるのは、この議長が六月十八日の声明の線に沿ってやつておるのであります。つまり、この政府の指図によつて、あるいは政府の要求によつて、それ自身において会期延長ということは、議会の權威を失墜するものだといふ、この議長の声明こそ、まことに權威のある、賛意を表することとして、当時私も是非なる敬意を表しておつたのであります。

ところがたゞいま申し上げました通り、興党の諸君は必ずしもそうではない、私が先ほど申し上げました通り、政府の指図によつてやつておるものとするならば、これを断々固として、この会期の延長に反対しなければならぬのであります。

以上の見地よりいたしまして、興党の諸君に申し上げます。先ほど申し上げた通り、われ／＼の主張は決して野党であるからという見地に立つておるものではないと存じます。つまり國會の威信、議會自主權擁護のために立つわれ／＼のこの理論を十分再検討されまして、ちやうど、きのう労働省設置法案でわが自由党の主張に同調されたと同じ謙虚な氣持をもつて、この私の主張に同感されんことを特に希望いたします。私の討論にかゝる次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 細川隆元君、發言を許します。

○細川隆元君(登壇)

私は、社会党、民主党並びに國民協同党を代表いたしまして、議長提案の会期延長に對して賛成

の意見を申し述べたいと存じます。たゞいま自由党の方から、延長反対に對して熱心なる御意見の披露がございまして、私はこの意見を反駁しつつ、賛成の趣旨を述べたいと思つております。

現在衆議院並びに參議院におきましては、各種の法案を審議いたしております。第一回國會に提案されました各種の法案が、日本民主化のためにする重要なものであるといふことは、開店休業を叫ばれたにもかかわらず、自由党の諸君も連日の著書にかかわらず、熱心に各委員会において討議されておるといふ事實に徴しても、明瞭であると思ひます。(拍手) 司法委員會にかかつております民法改正の法律案、刑法改正の法律案はもとより、農林委員會で審議されております協同組合法案を初めとして各種の法案は、私も今審議をなし、またこの終結をなすべき義務を負つておるのであります。(拍手)

さらに、ここに第一回國會の特質として申し上げたいと存じますのは、先般衆議院を通過いたしました裁判官彈劾法案は、ただいま參議院において審議中でありまして、もしもここに會期が盡きて、自由党の諸君の述べられたごとく閉會になりましたらば、第一回國會においてわれ／＼が憲法の條章によつて選任をいたさなければならぬといふところの裁判官及び訴追委員の選定はできないことに相なるのであります。これに相ならぬのであります。また、これにわれ／＼の審議權の放棄であると思ふなければなりません。(拍手)

さらにもう一つは、第一回國會にお

きまして最も特質をもつておりますところの裁判官國民審査法案は、いま衆議院の司法委員會の小委員會におきまして、自由党の諸君も熱心にこれを審議されておる途中であることは、御存じであらうと存じます。かかる國會審議の實情を見ましたときに、審議の義務を負担しておる私もここに會期を延長するといふことは政治常識でありまして、もしもこの政治常識に反するやうな行動をとるとするならば、これこそ國民の指圖を受けることにならぬのであります。(拍手)

ただいま審議をいたしております状況から見てもさうでありまして、さらに、今國會で私も最も重要な審議の對象となさなければならぬところの追加予算案と石炭國家管理法案の政府提出も、われ／＼は予見し得るのであります。百歩を譲りまして、この政府提出法案が予見されないとしまして、新憲法並びに新國會法の精神から申しますれば、政府提案が今後あるなしにかかわらず、私も今手にしておるところの法案の行方を見極めずして閉會をいたすことは、これまた政治家として無責任極まる行動であると断じて差支ないと思ひます。

かかる政治常識の明瞭なことにつきましては、國民の側におきまして、われわれの延長賛成に共鳴を得るといふことはもちろん、現に參議院におきましても、私もその決定がいかにあるべきかを待つておつて、全会一致をもつて延長の態度を示しておるのであります。(拍手)

かかる事實から見ても、自由党の諸君の御議論は、最近完全野党に下

られたから、ゲリラ戦でもつて何かひと切りの小なげな戦いではないといふ、小さな観点からの反対であると断ぜざるを得ません。私は、自由党の諸君のために、完全なる野党は願わくば健全なる野党であつていただきたいとこそ論ずるのであります。

私はこの会期延長の問題は、ほとんどど／＼しく述べ立てるだけの價值のある問題でなく、われ／＼の政治常識の問題であつて、これに反対される諸君の政治常識を疑わざるを得ないのであります。(拍手) 私は、われ／＼の會期延長の主張と自由党の諸君の反対は、はたしていずれが國民の共鳴を得るかといふことは、それ／＼の立場において觀測は違つてあろうが、その結果は國民の審判にまてば足れりと存するものであります。私は、願わくば自由党の諸君も、会期延長後におきましては、吉田総裁以下全員議會に出席せられて、さらに審議を進められんことを希望いたしまして、私の賛成の演説にかゝることを存じます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。九月一日より十月二十日まで五十五日間會期を延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて會期は十月二十日まで五十五日間延長するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 石田博英君より、議院運営に關し、議事進行に關する發言を求められております。この際これを許します。石田博英君。

○議長(松岡駒吉君) 石田博英君より、議院運営に關し、議事進行に關する發言を求められております。この際これを許します。石田博英君。

○石田博英君(登壇) お許しを得まして、議事進行に關し、二政府の所信を質してみたいと思ひます。はれた弱みにはあはたもえくば、ということがあります。

○議長(松岡駒吉君) 靜かに願ひます。

○石田博英君(續) しかれば、今の發言をやり直し、議事進行に關して發言をいたします。まず第一に……

○議長(松岡駒吉君) 靜かに願ひます。

○石田博英君(續) はれた弱みにはあはたもえくば、ということわざがある。興党ともなれば、どんなことでも政府の肩をもちたいのは、私も十分同情をもちますけれども、だれが何と言ひ、いかなる表現を用ひられようと、議會を再三再四延長しなければならなくなつたことは、——政府が法案の提出をサボつておつたといふことは、たれが見ても間違いない事實であります。(拍手)

その証拠に、今細川君が、衆議院で審議をしておるから會期を延ばすと仰せられたが、それなら、なぜ會期を延ばしてこの次に休會を提議されようとするのであるか。(拍手) それほど熱心に審議を進められておるならば、休會をせずして通せばよろしい。休會をして待つていようといふのは、政府の法案の出るのを待とうといふ以外の何もありません。特に追加予算もまだ提出されてないといふ事實に至つては、いかに厚顏なる政府あるいは興

う麻薬統制主事は厚生大臣の指揮を受けまして、知事、検察官の指導を受けない点、また捜査の土地管轄につきまは、全國にわたる点、捜査の事物管轄につきまは、麻薬取締の行政法規違反のみではなく、麻薬を客体としたしまた刑法の財産犯、刑法阿片煙に關する罪及び麻薬の經濟犯罪を含む点、また捜査を行ふ麻薬統制主事といふものは、全國を通じて二百名以内である点などを規定いたしてあります。

次に、大學等への死体交付に關する法律案について申し上げますと、医学及び蘭學の教育及び研究のために死体の解剖が必要であることは、申し上げるまでもありませんが、從來は死体の入手がきわめて困難な実情にありまして、學校によつては、そのために教育にも支障を來しておつたのであります。ところが本年の一月に、連合軍總司令部の指令に基づきまして厚生省令が公布されました。主要都市に監察医といふものを置きまして、死因の明らかでない死体は、この監察医が検案または解剖を行つて、その死因を明らかにいたすことに相なつたのであります。

そこで、この監察医が死因調査を済ませた死体で、引取人のないものを學校長に交付して、解剖または標本の材料にさせようといふのが提案の趣旨でございます。また學校で死体を解剖するといふことにつきましては、從來その適法性について多少の疑義がありまして、この際この点を明確にしようといふ趣旨であります。

法律案の要点は、都道府縣知事は、前申した監察医が検案または解剖した死体で、引取者のないものを医学または蘭學の學校長に交付することができ、その交付を受けた學校長は、監察医が検案を開始してから四十八時間以内に引取者が現われなかつたときは、その死体を解剖させまたは標本とすることができるといふのであります。ところで交付と申しますのは、學校長は解剖または標本の材料とするといふ範圍内においてのみ死体の処分権を有するといふ意味でありまして、從つて後に死者の相続人その他から引渡しの要求があつたときは、その全部または一部を引渡す義務を學校長に課してゐるのであります。

〔議長退席、副議長着席〕
なお、この法律によつて交付される死体は、一應行旅死亡人またはこれに準ずるものでありますから、身許調査のための公告並びに運搬、それから埋火葬、これらに關する費用の負担等につきましては、行路病人及び行路死亡人取扱法との關係を定めておるのであります。

以上兩案につきまして、八月二十五日、厚生委員会におきまして一松厚生大臣より提案の理由の説明を聴きまして、審査にはいつたのでございますが、兩案の内容は簡明でございますが、またその立法もきわめて妥當であるといふところから、簡單な質問がありまして、討論を省略いたしました。採決いたしました結果、右申しました二つの法案は、いずれも原案通りに可決すべきものであるといふふうに決した次第でございます。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬遠君) 兩案を一括して採決いたします。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(田中萬遠君) 御異議なしと認めます。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○副議長(田中萬遠君) 日程第三、昭和二十一年法律第十一号の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長松永義雄君。

昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第一條に次の一項を加える。
第二條中「前條」を「前條第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年五月三日以後第一條第一項の規定により弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数が三年に達するものは、その三年に達したときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。
第一條第二項の規定により弁護士たる資格を有する者は、その資格を得たときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

〔松永義雄君登壇〕
○松永義雄君 ただいま議題と相りました、昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

この法律は、公布の日から、これを施行する。

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。
昭和二十二年八月八日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 岡田吉吉

〔小字は参議院註〕
昭和二十一年法律第十一号の一部を次のように改正する。
第一條に次の一項を加える。
第二條中「前條」を「前條第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年五月三日以後第一條第一項の規定により弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数が三年に達するものは、その三年に達したときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。
第一條第二項の規定により弁護士たる資格を有する者は、その資格を得たときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

〔松永義雄君登壇〕
○松永義雄君 ただいま議題と相りました、昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

この法律は、公布の日から、これを施行する。

護士及び弁護士試験の特例に關する法律)の一部を改正する法律案について、委員会における審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。
まず本案の要旨について御説明いたします。滿州引揚者のうち、わが國の高等試験司法科試験に合格したした後滿州國の司法官となつていた人々は、當然にはわが國の裁判官または檢察官のみならず弁護士の資格をも有しないために、歸國後ただちに司法事務に従事することができないのであります。これらの人々は、弁護士試験として、修習及び考試を經ないにかかわらず、わが國の弁護士たる資格を付與し、もつてその経験を活用し、併せてこれらの人々を救済するため、政府原案が提出せられたのであります。しかし、これではまだ選考を經ても弁護士たる資格を得るに止まるのであります。しかるに、五月三日以前の弁護士有資格者は、裁判所法施行令及び檢察廳法の經過規定によつて、三年在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなされることになつてゐるので、この点齟齬を失するものとして、参議院におきまして、選考を經たとき同時に司法修習生の修習を終えたものとみなすこととする附則第三項を追加し、また朝鮮弁護士令による弁護士有資格者で、五月三日以後に選考を受ける者についても、同様の理由から三年の弁護士在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなすことに、附則第二項の追加修正を見たのであります。以上が本案の要旨でございます。

本案は、去る二十五日政府の説明を聴き、翌二十六日質疑に入り、委員と

護士及び弁護士試験の特例に關する法律)の一部を改正する法律案について、委員会における審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の要旨について御説明いたします。滿州引揚者のうち、わが國の高等試験司法科試験に合格したの後滿州國の司法官となつていた人々は、當然にはわが國の裁判官または檢察官のみならず弁護士の資格をも有しないために、歸國後ただちに司法事務に従事することができないのであります。これらの人々は、弁護士試験として、修習及び考試を經ないにかかわらず、わが國の弁護士たる資格を付與し、もつてその経験を活用し、併せてこれらの人々を救済するため、政府原案が提出せられたのであります。しかし、これではまだ選考を經ても弁護士たる資格を得るに止まるのであります。しかるに、五月三日以前の弁護士有資格者は、裁判所法施行令及び檢察廳法の經過規定によつて、三年在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなされることになつてゐるので、この点齟齬を失するものとして、参議院におきまして、選考を經たとき同時に司法修習生の修習を終えたものとみなすこととする附則第三項を追加し、また朝鮮弁護士令による弁護士有資格者で、五月三日以後に選考を受ける者についても、同様の理由から三年の弁護士在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなすことに、附則第二項の追加修正を見たのであります。以上が本案の要旨でございます。

本案は、去る二十五日政府の説明を聴き、翌二十六日質疑に入り、委員と

護士及び弁護士試験の特例に關する法律)の一部を改正する法律案について、委員会における審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の要旨について御説明いたします。滿州引揚者のうち、わが國の高等試験司法科試験に合格したの後滿州國の司法官となつていた人々は、當然にはわが國の裁判官または檢察官のみならず弁護士の資格をも有しないために、歸國後ただちに司法事務に従事することができないのであります。これらの人々は、弁護士試験として、修習及び考試を經ないにかかわらず、わが國の弁護士たる資格を付與し、もつてその経験を活用し、併せてこれらの人々を救済するため、政府原案が提出せられたのであります。しかし、これではまだ選考を經ても弁護士たる資格を得るに止まるのであります。しかるに、五月三日以前の弁護士有資格者は、裁判所法施行令及び檢察廳法の經過規定によつて、三年在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなされることになつてゐるので、この点齟齬を失するものとして、参議院におきまして、選考を經たとき同時に司法修習生の修習を終えたものとみなすこととする附則第三項を追加し、また朝鮮弁護士令による弁護士有資格者で、五月三日以後に選考を受ける者についても、同様の理由から三年の弁護士在職の後司法修習生の修習を終えたものとみなすことに、附則第二項の追加修正を見たのであります。以上が本案の要旨でございます。

護士及び弁護士試験の特例に關する法律)の一部を改正する法律案について、委員会における審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。

政府當局との間に、次のような質疑應答がかわされたのであります。

まず第一に、本案のごとき立法は、弁護士経験者から司法官を採用することとを理想とする法制一元制の建前に對して道効用を現わす結果とならぬかとの質疑に對し、將來は司法修習生一本として、その修習を終了した者を判事または弁護士に採用する建前であるが、本法案はやむを得ざる特例である旨の答弁でありました。

次に、政府原案は弁護士の資格を附與するだけのものであるにもかかわらず、参議院において附加された附則は、裁判官並びに檢察官たる資格を附與するものである、この趣旨の相違する点よりして、参議院における修正の妥當性について政府の見解を質したところ、本来附則の内容は裁判所法あるいは檢察官法により規定すべきものと考へるが、政府原案の趣旨とも密接なる關係を有するので、必ずしも原案の修正を通過しておるとは考へぬ旨の答弁でありました。

次に問題の点は、本案の附則により、同じ滿州國司法官でありながら、昭和十一年以後の合格者は、選考を経てただちに裁判官の資格を附與されるのであるが、これに對し昭和十年以前の合格者で、當然すでに弁護士たるの資格を有する者は、裁判所法施行令と檢察官法により、三年の弁護士在職の後でなければ裁判修習生の修習を終えたものとみなされないという実質的不均衡が生ずるのであります。この点の均衡につきまして、委員より質疑がなされたのであります。これに對し政府より、すでに弁護士の資格を有する

者も、附則第三項を適用させるために、第一條の弁護士審査委員會の選考を受けることができるものと解釈し、その選考を實際に行い、不均衡のないようにしたいとの答弁がありました。

最後に、この法律第十一号についての問題として、附則第二項及び第三項において、朝鮮弁護士でわが國の弁護士となつた者は、元滿州國司法官たる弁護士有資格者に比べ、なお司法官としての能力に不足のあることが明確になつてゐるのは、均衡を失ひ、司法官と弁護士とが同等の能力を有する理想に反するものであるとし、政府に對し將來の考慮を求めたところ、政府よりります。以上、質疑の大要でござい

次に討論を省略し、ただちに採決の結果、全会一致原案の通り可決いたしました次第でございす。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(田中萬壽君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 貿易組合法を廃止する法律案(内閣提出)

官報外 昭和三十三年八月三十一日 衆議院會議録第三十二号 貿易組合法を廃止する法律案

貿易組合法を廃止する法律案 貿易組合法は、これを廃止する。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前になした行為に對する罰則の適用並びに貿易組合の清算及び登記については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

貿易組合法を廃止する法律案(内閣提出) 閣下により第三十三号の末尾に掲載。

「佃良一君登壇」 ○佃良一君 ただいま議題となりました貿易組合法を廃止する法律案につきまして、商業委員會の審議の経過並びに結果について御報告申し上げたいと存するのであります。

本貿易組合法は、昭和十二年八月法律第七十四号として、從來の輸出組合法に代り制定されたものであります。が、その立法の趣旨は、貿易業者の組合結成を促して、輸出、輸入兩部門にわたる組織化の實現を企圖せるものであります。協同組合の機能よりも、むしろ貿易統制の機能強化しようとする戰時的色彩の濃厚なるものであります。したことは、皆様御承知の通りであります。

しかるに、終戦後における社會機構全般の民主化は、必然的に經濟機構の民主化を要請し、それに呼應して經濟上の公正かつ自由な競争を促進し、國民經濟の民主的かつ健全なる発達をはかるを目的とする私的独占禁止法の制定を見たわけでありまして、かかる状況のもとにおいて貿易組合法を存置する

るときは、同法第十八條のアウトサイダーに對する統制権、第二十八條の統制業務のみを當面無出資組合の設立、第十六條、第三十五條の議決權の不平等の規定が、それ／＼独占禁止法の趣旨たる私的独占の禁止、不當なる取引制限、不正なる競争方法の排除に抵触するものであります。また一方、現下の貿易は管理貿易でありまして、現在においては貿易組合は大部分解散いたしました。終戦後わずかにありました九つの組合も、それ／＼解散いたしました。閉鎖機關に指定せられ、目下清算の過程にある現況でありまして、貿易組合廃止後は、貿易公團の運営とともに、業者の創意とくふうを十分活用して貿易振興をはかるべきであります。以上の理由により、本案は八月十五日内閣より提出せられ、同日本委員會に付託に相なつたのであります。

次に、委員會における審査の大要について申し上げます。八月二十一日水谷商工大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、ただちに慎重かつ熱心なる質疑應答が続けられたのであります。その概要を申し述べます。まず、貿易組合法廃止後の貿易振興策と中小企業者の取扱ひをいかにすべきやとの質問に對しましては、中小企業者の活用こそ基本的貿易振興策として考へており、公團の民主的運営と通盤せしめて、その創意とくふうを十分に活用したいとの答弁がありました。また組合の清算は公平かつ早急に処理の見込みがあるかとの質疑には、現在清算中の組合はいずれも閉鎖機關に指定せられており、その管理下に公正かつ適切な清算が行われつつある旨の答弁がありました。

つ適切な清算が行われつつある旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了いたしました。八月二十七日討論に入り、社會党窪田君、民主黨山本猛夫君、自由黨福永一臣君、國民協同黨唐木田藤五郎君、農民黨寺崎君の諸君が、おの／＼党を代表いたしました。貿易振興こそ現下わが國の直面する危機突破の唯一の方途であるにもかかわらず、政府の貿易諸般の構想及び行政は必ずしも完璧とは認め得ないので、今後における諸施策の機構及び運営をより民主的かつ合理的ならしむるため、各党共同提出による次の附帶決議を附して賛成する旨をそれ／＼述べられました。ここに附帶決議を朗讀いたします。

貿易組合法を廃止する法律案に對する附帶決議 貿易再開に對処する政府の諸準備については、遺憾ながら、万全の措置を講じたものとは、認めがたい。本案による貿易組合法の廃止せられた後の貿易公團の運営如何は、日本經濟再建の前途を左右するものであり、從つて政府は、公團の組織、機構、運営の民主化を計ること、に渾身の努力を傾倒すべきであり、官僚的獨善的施策、既成特權の復活には、嚴重なる警戒を要するものと認める。

次に、政府は輸出産業者に對し、資金、資材の優先的割當、技術の近代化につき、從來の机上計画を一擲し、強力なる施策を實行することが肝要である。更に輸出品買上價格については、その特性と輸出振興の緊

三七七

要性に鑑み、内需向價格と異りたる合理的な特殊價格を裁定するよう、特種の配慮を望みたい。

かくて討論を終結いたしましたして採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。なお、附帯決議もまた全会一致をもつて議決いたしました。以上、簡明ながら御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

この際商工大臣より発言を求められております。これを許します。商工大臣水谷長三郎君。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕

○國務大臣(水谷長三郎君) ただいま上程可決されました貿易組合法を廃止する法律案に關しまして、附帯決議がありましたので、一言申し上げて政府の所情を明らかにしたいと思います。附帯決議の御趣旨はまことにごもつともでございます。現下貿易の重要性に鑑みるとき、政府当局の懸命の努力にもかかわらず、未だ万全の効果をあげておるとは言えないことは、すなおに認めなければならぬと思ひます。附帯決議の要旨の第一は、貿易公團を民主的に運営せよということであると思ひます。このことは、われわれもいたしまして十分に關心しておるところであります。國民の公僕としての公務員法の制定や、いわゆる窓口行政の根本的改善等、いわゆる役人根性の一掃

を期しておるとともに、貿易公團の特殊性に鑑みまして、業務の面におきましても十分民間の意思を尊重して、その創意とくふうを発揚できるようにいたしまして、よく言われた官業非能率の悪名を一掃いたしまして、貿易振興の中核機関として、公正かつ民主的、能率的な運営をしたいと考えております。第でございませう。

要旨の第二は、資金・資材・技術の各方面にわたり実効ある施策を講じ、輸出産業の振興をはかるといふことであると思ひます。この点は、われわれの最も努力しておる点でございまして、昨日発表いたしました貿易振興対策の線に沿ひまして、早急に具体策を実現したいと考えておる次第でございませう。

要旨の第三は、これに關連いたしまして、輸出品買上價格を合理的に決定せよといふことであると思ひます。輸出品に關しまして、現在の統制價格体系に則りまして、その價格を決定すべきでございます。輸出品につきましましては、その規格、包装等特殊の事情がございまして、これらの事情につき合理的な價格を決定いたしまして輸出産業の奨励をはかることは当然要請されることでありまして、現在物價廳に輸出品價格審査委員會を設けまして、各方面の権威者によりそれら審査の上、迅速に適正價格をつけ、それにより買上價格を上げることとしておる次第でございませう。

以上のように、政府といたしましては種々努力を重ねておるわけでございませうが、何しろ六、七年來實際的には停止してまいりました貿易を再開するののでございませうがゆゑに、山積する問題を打開していかなねばならぬわけでございます。貿易業者はもちろんだこと、國民全体の理解ある御協力なくしては、とうてい十分な解決の困難であることは、今さら言うまでもないと思ひます。この際われわれといたしまして、附帯決議の御趣旨を十分に体しまして、一層努力を重ねたいと思ひますが、皆さんにおかれましては、一層御協力されんことをあらためてお願いいたしまして、私の御挨拶にかゝる次第でございませう。(拍手)

第五 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(田中萬逸君) 日語第五、日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長正木清君。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案

第一條 昭和二十年八月十五日以後において日本國沿岸に置き去られた船舶で運輸大臣が適當な調査をした後置き去られた船舶として指定したものを(以下指定船舶という)の措置については、他の法令の規定にかかわらず、この法律の定めるところによる。

前項の規定による指定は、告示によりこれを行う。

連合國人の所有に属することの明らか船舶又はその所有に属することの正当に推定される船舶及び他の法令の規定により没収すべき船舶については、第一項の規定による指定は、これを行わない。

第二條 前條第一項の規定による指定があつたときは、管海官廳は、当該指定船舶を管理しなければならぬ。

管海官廳は、命令の定めるところにより、当該船舶が指定されたことを公告し、その公告において、左に掲げる者に対しては、この法律の定めるところにより公告の日から三箇月以内に当該指定船舶の返還又は支拂を請求することができ旨を、所有者に対しては、第三項の規定により一箇月の期間(以下猶予期間という)内に費用を負担しないで当該指定船舶の返還を請求することができ旨を告知し、又、これらの者で知れた者に対しては、各別にこれを告知しなければならない。

一 当定船舶の所有者

二 指定船舶の上に担保権を有する者

三 指定船舶が置き去られた後ににおいて当該指定船舶を拾得した者

四 指定船舶が置き去られた後ににおいて公の機関の指示により当該指定船舶を管理した者

五 指定船舶が置き去られた後ににおいて当該指定船舶に因り損害を受けた者

前項の規定による公告の日又は各別の告知の日のうちいずれか遅い方の日の翌日から一箇月以内に当該指定船舶の所有者がその返還を請求したときは、管海官廳は、遅滞なく当該指定船舶をその所有者に引き渡さなければならない。

この場合には、当該指定船舶の所有者は、第三條第一項の金額を負担することを要せず、又、前項第三号及び第四号に掲げる者は、第三條第一項第二号及び第三号の金額の支拂を受けることができる。

この法律施行前に、置き去られた船舶として管海官廳に届出があり、且つ、管海官廳の調査によつてもなおその所有者の知れなかつた船舶については、前項の規定を適用しない。

第三條 前條第二項の規定により当該指定船舶の返還を請求した所有者が猶予期間内に返還を請求しなかつたものは、同項に規定する請求期間経過後三箇月以内に限り、当該指定船舶の引渡を受けることができる。この場合には、左に掲げる金額は、当該指定船舶の所有者の負担とする。

一 管海官廳のした公告、告知及び管理に要した費用に相当する金額

二 前條第二項第三号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものがあつたときは、当該指定船舶の價格の十分の一に相当する金額

三 前條第二項第四号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものが適當な範圍内において当該指定船舶の救助、引揚又

は修繕をしたときは、その費用に相当する金額

四 第二項の規定による鑑定費用に相当する金額

前項第二号の指定船舶の価格は、運輸大臣の指定する鑑定人の評價した公正な時價による。

管海官廳は、第一項の金額の全部を受け取らなければ、当該指定船舶をその所有者に引き渡してはならない。但し、運輸大臣が費用の負担に関する困難及び不正を避けるため必要があると認めて支拂期間を三箇月延期したときは、この限りでない。

第四條 指定船舶の所有者が第二條第二項及び第三條第一項の規定により当該指定船舶の引渡を請求しなかつたときは、管海官廳は、その適当で信賴するに足りると認められる海運業者、漁業者その他海上企業に密接な關係を有する者に対し、命令の定めるところにより、入札の方法によつて、これを賣却しなければならぬ。この場合には、管海官廳は、運輸大臣の指定する鑑定人に当該指定船舶を評價させ、その評價した公正な時價を以て最低入札價格としなければならない。

前項の規定による賣却に因つて、当該指定船舶の上に存する権利は、消滅し、これを買い受けた者は、その所有権を取得する。第一項の規定により指定船舶を買い受けた者は、命令の定めるところにより、指定船舶の所有者としてその登記を受けることができ

第五條 管海官廳は、第三條第一項の金額又は前條第一項の規定による賣却代金を受け取つたときは、遅滞なく第三條第一項第二号及び第三号の金額を夫、第二條第二項第三号及び第四号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものに支拂わなければならない。

第三條第一項第一号及び第四号の金額は、管海官廳が同項の金額又は前條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰屬し、前條第一項の規定による賣却の費用に相当する金額は、同條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰屬する。

第六條 第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、管海官廳は、第四條第一項の規定による賣却代金から第三條第一項の金額及び第四條第一項の規定による賣却の費用に相当する金額を控除した残額（以下控除残額という）を供託しなければならない。

第七條 第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものは、第四條第一項の規定による賣却の日の翌日から二年以内に限り、前條の規定によつて供託された金額に對しその權利を行うことができる。この場合には、第二條第二項第二号に掲げる者は、同項第五号に掲げる者に優先する。

第二條第二項第五号に掲げる者が数人ある場合において、前條の規定により供託された金額がその債権の總額を弁済するに足りないときは、各、その債権額の割合に應じてその權利を行うことができる。

第八條 第二條第二項第二号及び第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求しなかつたときは、控除残額は、管海官廳が第四條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰屬する。

第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、第六條の規定により供託された金額は、これらの者が前條の規定によりその權利を行つた金額を除いて、同條第一項の規定による期間満了の時に、國庫に帰屬する。

第九條 管海官廳は、第五條第一項の場合には、第三條第一項第二号及び第三号の金額を第五條第一項の規定による支拂の時まで、第六條の場合には、控除残額を同條の規定による供託の時まで歳入歳出外現金として保管することができ

第十條 第一條第一項の規定による指定のあつた後において、指定船舶の原所有者が連合國人であることが知れたときは、その者は、管海官廳にその權利を証明して、当該指定船舶の返還を請求することができる。この場合には、第三條第一項の金額を前担することを要しない。

前項の場合において当該指定船舶が第四條第一項の規定により既に賣却されているときは、前項に規定する者は、同條第一項の規定による賣却の日から五年以内に限り、前項の規定による請求をすることができ。この場合において当該指定船舶の返還の請求があつたときは、管海官廳は、同條第一項の規定による賣却代金の全額を前項に規定する者に支拂つて、当該指定船舶の返還の義務を免れることができる。

第一項に規定する者が所有権を放棄した場合、又は第一條第一項の指定のあつた後において所有者が連合國の國籍を取得し、若しくは連合國人が当該指定船舶の所有権を取得した場合には、前二項の規定を適用しない。

第十一條 第四條第一項の規定により賣却された指定船舶の原所有者で連合國人でないものが、一時日本國になかつたため、第二條第二項の規定による請求をすることができなかつたときは、その者は、日本國に帰還した日の翌日から六箇月以内に限り、運輸大臣にその不在の事實を証明して、管海官廳に對し第八條の規定により國庫に帰屬した金額の支拂を請求することができる。

附則 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案（内閣提出）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的 本法案は終戦後わが國沿岸に置き去

られた船舶で、現在なお所有者の知れないものに関する法律關係を速かに確定し、以てそれら船舶の保全を図り、進んではこれが積極的活用を図るうとするものであり、その手續を定めたものである。

二、議案の可決理由 わが國は戦争に因る壊滅的な打撃と、造船費の昂騰による新造の困難のため、はなはだしい船腹不足に悩んでいる実情であるから、終戦後わが國沿岸に置き去りになつてゐる船舶に関する法律關係を速かに確定して、その價值保全を図ると共に、進んでこれが海上輸送又は漁業方面に積極的活用を期することは、必要且つ適切なことであると認めて、本法案を可決すべきものと議決した。

三、費用 本法案施行のために要する経費は約二十五万五千円である。

昭和二十二年八月二十八日 運輸及海交 正木 清 衆議院議長松岡剛吉殿

〔正木清君發壇〕 ○正木清君 ただいま議題となりました、日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案について、運輸及び交通委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 本案は八月十四日本委員會に付託になり、八月二十三日、二十八日の兩日にわたり審議いたしましたのであります。 本案の趣旨を簡単に説明申し上げますと、終戦後、朝鮮その他日本水域外から日本に到着したものや推定される船舶で、現在もなお所有者の知れないまま

に置き去りになつてゐるものが多数あります。それらに関する法律関係を速やかに確定して、もつて船舶の保全をはかり、進んではわが國現在の海運及び漁業方面の状況からして、これを積極的に活用しようとするもので、その手続を規定したものであります。

第一に、運輸大臣は、適合國人の所有すること明らかな船舶及び他令の規定によつて没収すべき船舶を除いて、調査の上、置き去られた船舶として本法の適用を受くべきものを告示により指定するのであり、第二に、管海官廳は運輸大臣の指定した船舶を管理し、第三に、同時に指定船舶の所有者、担保権者、拾得者等の利害關係人に対し、その船舶が指定された事実及びその船舶について権利を行おうとする者は、その旨を申し出るべきことを公告告知する。第四に、所有者から返還の請求があつたときは、所要費用を負担させ、または負担せしむるに当該船舶を所有者に引渡す。第五に、所有者から返還請求がなかつたときは、その船舶を利用するのに最も適當と認められるものに、指名入札の方法によつて当該船舶を賣却する。第六に、その他必要な法律關係確定に必要な規定を設けてゐるのであります。

本委員会としては、提案理由の説明を聴取後質疑にはいりましたが、その概略を申し上げますと、まず、本法案の対象及び沈没船舶の引揚げと本案との關係につき質したところ、これに対し政府より、本法案は所有者不明の船舶を対象とするもので、その船舶が沈没しているか否かを問わない、また沈没船舶引揚げの問題は、所有権帰属の問題と

別個のもので、本法案と直接に關係しない旨の答弁がありました。

次に、遺失物法と本法案との關係についての質疑に對しましては、海上におけるいわゆる遺失物については、遺失物法の適用はなく、水難救護法により規制されるものであるが、水難救護法は内容的に現在の置き去られた船舶の措置については不適當であるから、新たに立法を必要とする旨の政府の答弁がありました。さらに管海官廳の意見、賣却の場合における入札者指名の方法等について審議を重ねたのでありますが、詳細については會議録に譲りたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、社会党より高橋傳君、民主黨より山崎岩男君、自由黨より前田郁君が、それら各党を代表して、終戦後日本國沿岸に置き去られた船舶の法律關係を確定してその活用をはかることは至當であるゆゑ、原案に賛成する旨述べられ、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬遠君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

農業生産資料の供給確保に関する緊急質問(今井耕君提出)

○叶凸君 農事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今井耕君提出、農業生産資料の供給確保

○副議長(田中萬遠君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

農業生産資料の供給確保に関する緊急質問(今井耕君提出)

○叶凸君 農事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今井耕君提出、農業生産資料の供給確保

農業生産資料の供給確保に関する緊急質問(今井耕君提出)

○叶凸君 農事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今井耕君提出、農業生産資料の供給確保

全供出をはかるとあるのであります。これは當然のことであり、目下の問題といたしましては、政府は供出制度を改善し、完全供出をはかる前提として、肥料その他農業生産資料の供給を確保し、増産をはかるための責任ある努力をいたさなければならぬと考えるのであります。

御承知のように、農業生産資料には肥料、農機具を初めとして各種のものがあつて、質問したいことも多々あるのでありますが、時間の關係もあり、肥料、農機具、農薬、農具及びこれに関連する價格の問題について、具体的に質問をいたしたいと存する次第であります。

まず肥料につきましては、政府の生産計画から見ますならば、これに近いところの生産ができておるのでありますが、生産計画そのものが非常に低いのであります。これを数字をもつて申し上げるならば、政府の昭和二十一年七月までの農業肥料の生産計画は、石灰窒素も確安に換算いたしました九十五万トンとなつておるのであります。これは實際必要量の半ばにも達しない数量であるのであります。これに對しまして、實際生産された数量を計算いたしましたものと、八十四万トンとあります。必要量の四割二分ということになりました。

肥料は百日前の食糧と見るべきものであります。肥料さえあれば、農業技術的に見て約一割ぐらいの増産は可能であるのであります。米で申しますならば、六百万石ぐらいは増産が可能であるのであります。これにつきまし

ては、農家の保有米を見る必要がありませんから、六百万石全部が供出米となるのであります。國民といたしまして重大な関心をもちなければならぬと考えるのであります。食糧の確保はまず肥料の増産よりというところの考えをさらに強めて、一層の努力を要すると思ひます。

また肥料の増産こそ農家の最も切望するところでありまして、熱意を新たにしてその実現を期するならば、増産はもちろんです、農家といたしましては肥料買ひであるとか、物交によるところの肥料入手の心配もなく、安心して供出が出来ますので、必ず供出の成績もよくなると信ずるのであります。

政府はこの点十分心配いたしておられると考えるのであります。昭和二十二年肥料年度における肥料の生産計画はどういうぐあいになつておるか。また肥料の生産の見込高はどの辺までいけるかということを、商工大臣にお伺ひしたいと思ひます。

次に、当面の問題といたしまして肥料製造用の硫酸が不足しておるのであります。これについては硫酸の確保が必要である。これについては一層の努力がたいと思ひます。特に輸送の關係で七万五千トンからの硫酸が滞貨しておるという事柄、あるいは設備用の主要資材であるところの鉄鋼あるいはセメントというよりなもの確保が必要であるのであります。これが、承りますと、最近これらに對する割当が減つておるといふ事柄、あるいは肥料会社の未拂の金が七億円からあつて、硫酸であるとか、電力であるとか、石灰あるいは肥料がまず

ては、農家の保有米を見る必要がありませんから、六百万石全部が供出米となるのであります。國民といたしまして重大な関心をもちなければならぬと考えるのであります。食糧の確保はまず肥料の増産よりというところの考えをさらに強めて、一層の努力を要すると思ひます。

また肥料の増産こそ農家の最も切望するところでありまして、熱意を新たにしてその実現を期するならば、増産はもちろんです、農家といたしましては肥料買ひであるとか、物交によるところの肥料入手の心配もなく、安心して供出が出来ますので、必ず供出の成績もよくなると信ずるのであります。

政府はこの点十分心配いたしておられると考えるのであります。昭和二十二年肥料年度における肥料の生産計画はどういうぐあいになつておるか。また肥料の生産の見込高はどの辺までいけるかということを、商工大臣にお伺ひしたいと思ひます。

次に、当面の問題といたしまして肥料製造用の硫酸が不足しておるのであります。これについては硫酸の確保が必要である。これについては一層の努力がたいと思ひます。特に輸送の關係で七万五千トンからの硫酸が滞貨しておるという事柄、あるいは設備用の主要資材であるところの鉄鋼あるいはセメントというよりなもの確保が必要であるのであります。これが、承りますと、最近これらに對する割当が減つておるといふ事柄、あるいは肥料会社の未拂の金が七億円からあつて、硫酸であるとか、電力であるとか、石灰あるいは肥料がまず

ては、農家の保有米を見る必要がありませんから、六百万石全部が供出米となるのであります。國民といたしまして重大な関心をもちなければならぬと考えるのであります。食糧の確保はまず肥料の増産よりというところの考えをさらに強めて、一層の努力を要すると思ひます。

また肥料の増産こそ農家の最も切望するところでありまして、熱意を新たにしてその実現を期するならば、増産はもちろんです、農家といたしましては肥料買ひであるとか、物交によるところの肥料入手の心配もなく、安心して供出が出来ますので、必ず供出の成績もよくなると信ずるのであります。

政府はこの点十分心配いたしておられると考えるのであります。昭和二十二年肥料年度における肥料の生産計画はどういうぐあいになつておるか。また肥料の生産の見込高はどの辺までいけるかということを、商工大臣にお伺ひしたいと思ひます。

などの入手に支障を来しておるといふ
ようなことを聞くのでありますが、こ
れらは肥料の増産のために急速に解決
しなければならぬと考えるのでありま
す。この点、商工大臣、大蔵大臣に所
見を伺いたいと存するのであります。

次に配給のことであります。八月
月一日より肥料配給が充足いたし
ました。しかし、その準備は未だ十分
と申されません。特に下部組織につ
きましては、幾多の問題があるのであ
ります。政府は全責任をもつて適期配給
に遺憾なからしめ、農業生産に支障な
きを期すべきであると存するのであり
ますが、これに対して農林大臣の御所
信を伺つておきたいと考えます。

次に農機具の問題であります。こ
れが製造に必要なところの鉄鋼を例に
とつてみますと、現在農業生産に使用
いたしておりますところの各機具につ
いて、その維持年限から計算した年々
更新を要する農機具の所要鉄鋼量は、
最低に見積りまして年間三万三千ト
ンであるのであります。なお、その間使
用年限中にいろいろ修繕をしなければ
ならぬその補修用の鉄鋼が、約六千三
百トン要するのであります。合計年
間約四万トンを要するのであります。

昨年は二万五千トンの割当によつて農
林省は農機具を製造し、なお地方にお
いて特殊物件等を利用して製造した分
を合せて約三万トンの相当する農機
具ができて、ようやくこれを切り換へ
ることができたのであります。

これに対して、今年農林省が割当を
受けて、そして製造計画をいたし
ておるところの数を調べてみますと
と、わずかに八千トンとなつておるの

であります。まさに必要量の五分の一
ということになつております。しか
るに、なおこの八千トンの割当が順調に
確保されておるか調べてみると、本
年の第一四半期におきましては、実際
は一十トンしか割当を受けておらぬ。
第二四半期にも一十トンである。この
分では、年間四千トンということに
なる。ちやうど必要量の二割という
ことになつてくる。こんなことでは
ならば一体どうなるのかということ
を非常に心配するのであります。これは
非常に急を要する問題でありまして、
農機具は鉄鋼を割当ててすぐできる
ものではないのであります。製造、配
給にも相当日数を要するのでありま
す。今これを解決いたしておきませ
んと、今年の秋の作業、来年度の春の作業
に一大支障を来すと考えられるのであ
りますが、この点、農林大臣はいか
うにお考えであるか。

なおまた、こういうような少いこ
ろの鉄鋼でつくつた、本年の六月、七
月、八月の三ヶ月間にきていて、こ
ろの統制農機具の優良なもののみで、そ
の金額が約四億円に上つております。
ところが、これもいろいろ調べてみま
すと、資金不足のために配給不能の
実情にあるというふうなことで、ま
さに遺憾にたえないのであります。秋
の收穫を前にいたしまして、これまた
急速に解決しなければならぬ問題であ
ると信ずるのであります。この点は
大蔵大臣もいろいろ御心配願つて
思ふのであります。特にこの席で御
所見を承つておきたいと考えるのであ
ります。

なほ附加してお伺ひいたしたいこと

は、農機具の補修用の鉄鋼、それから
木炭、コークス等が配給されておらな
いということでありまして、それがた
に修理ができませぬ。故に農機具が退
蔵されて、皆がそれがために新しい
農機具を要求するということになる
のでございまして、まことに資材不
濟の面も多いのであります。強い修
繕をしようとするば、やみ資材の關係
で非常に高いところのやみ修繕料を支
拂わなければならぬ。米を持つていか
なければやつてもならぬ。こういう
実情になつておるのであります。こ
の点は何とかしてぜひ善処を要する
と考えるのであります。

こういふような実情で推移いたしま
すならば、今年の秋には農家は必需農
機具入手のために、物交によるやみ農
機具購入のために奔走せざるを得な
い現状となり、これが原因いたしま
して、供米に重大なる悪影響を来すこ
とを、昨年の例に徴しまして非常に憂
慮するのであります。この責任は政府が
負わなければならぬと考えるのであり
ます。またこういふ状態におきまして
供米を強行するといふことは、農業生
産者に対してきわめて不親切である
と考へる。また流通秩序の確立も有
無実になるかと考へるのであります。

もちろん、今日の鉄鋼の生産事情も
十分承知しております。しかし、食生
活の不安が日本再建に一大支障を来し
ておりますところの今日、より一層こ
の方面を重視すべきであると考え
てあります。この点、農林大臣、特
にこの方面の企画の責任者であるこ
ろの経済安定本部当局の御所見を伺つ

ておきたいと考へるのであります。
昨年の現状を振り返つてみますと、
農林省は特殊物件をも含めまして
鉄鋼二万五千トンの割当を受けて農機
具の生産をなし、割当てられたのであ
りますが、その金額を調べてみますと、
と、價格にいたしまして約二億五千万
円でありまして、これは非常に少い数
量でありまして、各府縣におきまして
は、これではとうていやれないとい
うので、特殊物件の地方処分品等を利用
いたしまして、多数の農機具を製造
いたしました。また農家に東西走
いたしまして、農機具入手のために苦心
いたしましたのであります。それで農家の
實際購入した金額といふものは、約
その八倍、約二十億と推定してある
のであります。その間非常な混乱を
いたしました。品質は低下し、價格は非
常に騰貴したのであります。また物交
によりまして米を出した数量も莫大
なものがあつたと考へられるのであ
ります。

農家といつても、何を好んで
この高い農機具を買ひましよう。何も
好んで物交等をやりたいわけでは
ない。考へるのであります。やむにやま
れぬ、たちまち農業生産ができなくな
からであります。決してせいたくで
も何でもないのであります。実に農家
の苦勞は忍びがたいものがあつたの
であります。昨年はこのやうな苦
難をなめておるのであります。本年は
二度とこのやうな混乱を繰返さないよ
う。万全の処置を講ずべきであると信
ずるのであります。

これが原因いたしまして、昨年来農
機具は資材不足のために非常に高價
なり、現在マル公まで非常に割高に
なつております。本年六月一日に発表
された農機具の價格は、一時購入不能
とまで稱せられたのであります。こ
れがまた今回の新物價体系によりまし
て、約五割上がることになつておるの
であります。現に本年の六月二十五日
に農機具の平均價格は、基準價格の
約八十倍となつておるのであります。
供給は適当な價格によることはもち
ろんであります。この点、政府の物價体
系六十倍との關係はどうなつておる
のであるか、物價體の關係の方々に御
意見を承りたいと考へるのでありま
す。

以上のように生産資材の供給不足が
原因いたしまして、價格は騰貴し、や
み物交に及んで、昨年は肥料のやみ買
も相當あつた。その他を含めまして、
農家の経済は相當逼迫を加へられて
おるのであります。農村に新田が集中
しておるという問題は、もはや解消
いたしておるのであります。去る八月
九日発表されました通貨安定対策本
部の発表を見ましても、本年六月三十
日現在の農漁村新田手持高は、百三
十八億円であります。当時の日銀券
発行高千三百六十三億に對し約二
八％になつております。これを昨年五
月の日銀調査局調査の五〇％に比
べますと、二％減少しておるのであ
ります。この大部分が、配給機關及び
やみブローカーなどの手に移つてお
るというこは、はつきりとわかつて
おるのであります。こういう点から考
へますと、いろいろ農産物の價格の
問題も考へなけ

三八一

官報外 昭和二十二年八月三十一日 衆議院會議録第三十二号 農業生産資材の供給確保 閣下緊急質問

ればならぬのでありますが、この点は時間の関係上省略をいたします。

次に農業薬剤のことでありますが、〔簡單々々〕と呼ぶ者あり簡單に質問をいたします。病虫害によりまして非常な被害を受けて減少を來しておることは、皆さん御承知の通りであります。ところが、この病虫害を予防除するのための農業薬剤が非常に不足しておるのではありません。殊にたくさん必要であるところの砒素剤が不足しておるのではありません。これも必要量は年間約五千トンであります。これに對して、實際確保されておるのが千五百トンであるのではありません。これにつきまして、いろいろ調査をいたしますと、なお確保の途が多々あるのではありません。なおまた除虫菊なんかを考えてみても、今日まで平年度におきまして大体三百萬ないし四百萬とれたのであります。昨年は四十六萬、本年はわずかに三十六萬、なおこの中から厚生省方面にもまわつておりますから、農業方面としては三十萬程度しか確保されておらぬのであります。これにつきまして、除虫菊の栽培について計画的にやるならば、まだ増産ができるのであります。このことにつきまして、政府は計画的にその増産をやらなければならぬと考へるのではありませんが、この農業薬剤方面につきまして、農林大臣の御所見を承つておきたいと思つてあります。

以上の点は、現在農村において非常に關心をもち、また希望もいたしておるのであります。政府は現在農業生産調整法を準備中でありまして、これまた生産資材の供給確保を前提とすべきこと

ともちろんであると考へます。また大局より見て、敗戦後の日本が無計画な統制によりまして生産そのものの根本的培養を怠つていた弊害は、一般の認めるところでありまして、農業生産たしかりでありまして、敗戦までは増産を非常に眞剣にやつたのであります。が、敗戦後は食糧不足に目がかくらんで、目前の問題にとらわれて、根本的な増産そのものの政策が非常に乏しいように考へられるのであります。よろしく農業生産増進のために、これに必要な資材の増産計画を樹立して、食糧自給の基礎を確立すべきであると信ずるのであります。(拍手)目前に迫る米、馬鈴薯の供出を前にいたしまして、誠意ある答弁を希望する次第であります。

〔國務大臣平野力三君登壇〕

○國務大臣(平野力三君) ただいまの御質問は、農業生産に對して、きわめて重要な御質問でありまして、その概要をなるべく率直にお答えいたしたいと思つてあります。

まず肥料について申し上げますと、二十二年度におきます生産の計画としては、硫酸百七十八千トン、石灰窒素三十一万七千トン、過燐酸石灰百一十三千トン、しこうして二十一年度におきます生産実績を申し上げますと、硫酸については六十八万五千トン、石灰窒素は二十一万八千トン、過燐酸石灰四十九万七千トンという数字になつておることを御了承願ひたいのであります。なお肥料に關しては、今年度内約十一万トンの輸入の見込が立つておるのであります。肥料の面に關する点においては、大体において生産は

上まわつておるものと御了承願ひたいのであります。なお少し具体的に申し上げますならば、二十一年におきましてこの水田について加へましたところの肥料は、反當約二貫目でありましたものが、今二十二年においては約四貫を突破し、來二十三年の米については、一反五貫五百匁を配給するの計画を立てておるのであります。この点に關しては、肥料については大体上まわつておるということをお答弁申し上げたいと思つてあります。

この際特に一言申し上げたいと思うことは、御指摘になりました肥料配給公團が、その後いかなる状況において組織されておるかということでございます。まず肥料配給公團は、七月の十五日に設立いたしました。当日より業務を開始いたしました。東京、大阪、名古屋、札幌、門司の五箇所を本部とし、各府及び北海道にわたりまして五十三箇所の支所を設けました。支所のもとに、五百七十箇所の派出所を設けることによりまして、大体肥料公團の全國的な組織はここに成り立つたのであります。しこうして、八月一日から秋肥の配給に着手をいたしまして、この末端においては、指定肥料取扱業者なるものをここに設定をいたしました。現在諸々配給をいたしておるのであります。御参考までにこの際発表したいと思ふことは、この指定業者は、全國を通じて一万四千六百に及んでおるのであります。そのうち、農業團體として指定せられたるものが七・一%、商人として指定せられたるものが二・九%でありまして、このうち、眞に農業團體から配給を受けて

おりますところの農民は八八%に及び、商人機構より配給を受けておりますところの農家は一二%という状況になつておることを申し上げておきたいと思つてあります。現在政府はいたしまして、各地方の公團の肥料の貯蔵所に対しては、窒素肥料の予備貯蔵を開始いたしました。農家から通帳を提示せられますれば、速やかに荷物を差し上げることができるよう準備をいたしておる点を特に申し上げておきたいと思つてあります。

次に、農機具について申し上げますと、政府が農機具に關する鉄鋼材として割當を受けておりますものは八千トンであります。ところが八千トンのうち、第二四半期において消費いたしましたものは二千二百トンでありまして、正に御指摘の通り農機具に對する生産は上つておらぬのであります。ここに於いて、政府はいたしましては、最重要農機具でありますところの、すき、くわ、かま、除草機、脱穀機、もみすり機、わら工品加工機等の現に必要な農機具に對しまして、重点的製造を試みることによつて、この不足しております鉄材を最も有効に使わんといたしておるのであります。なお政府の施設いたしましたのは、農機具工場に對する電力の優先確保及び生産資金の確保の兩面において努力することによつて、この困難なところの農機具の問題を打開せんとしておる点において御了承願ひたいと思つてあります。

次に、農業薬剤であります。農業薬剤中最も必要といたしますものは砒素剤であります。この砒素剤の一箇年に必要といたしますのは、五千五百トンであります。しかしながら、この五千五百トンの砒素剤のうち、國內において賄ひ得るものは二千トンであります。六百トンの輸入を仰いでおるのであります。ようやく國內必要の五千五百トンに對して輸入を加えて二千六百トンの半數を間に合せておるということをお報告申し上げたいと思つてあります。次に、農業用薬剤として必要であるところの除虫菊については、作付面積を増加し、特に肥料を配給する等の方法をもちまして、この薬剤についての補給を考へておるのであります。その他作業衣、地下足袋、自轉車のタイヤ、チューブ等に要しますところの種々なる農業上の必需物資については、われわれは鋭意もつて努力をいたしておりますので、この点何とぞ御了承を願ひたいと存じます。以上、簡單に御答弁を申し上げます。

重要美術品の保存に關する緊急質問 (福田繁芳君提出)

○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、福田繁芳君提出、重要美術品の保存に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

○副議長なしと呼ぶ者あり

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

重要美術品の保存に關する緊急質問を許可いたします。提出者福田繁芳君。

〔福田繁芳君登場〕

○福田繁芳君 私は、本院の文化常任委員会の総意に基きまして、ごく簡単にいささか政府に質したいと思うのでございます。もつとも時間の関係もありますので、つとめて簡単に要点のみに触れてみたいと考えます。しかしながら本件は、文化國家再建を唯一の目標とした建設途上にありまするわが國の現段階におきましては、外は海外文明先進國に對しまして正しく御理解を願ひ、御援助を求むる貴き資料となり、また内は國內全國民に對しまして文化國家再建の唯一の目標を示唆する、これまた貴い資料になると考えますから、私は簡単に御質問いたします。が、關係大臣は相なるべくごゆつくりと、詳細に御誠意をもつてお答え願ひたいと思ひますのでございます。

〔副議長退席、議長着席〕

私がここに政府に對して質さんいたします第一点は、わが國の古美術品、言いかえますれば國宝ないし重要美術品と覺しきものが、最近相當の数が散逸し、ときには海外に流出してゐるやに承るるのでございます。もしこれが事実といたします場合には、はたしてその状況はいかがでございましょう。あるいはまた、それに対して政府はいかなる所見をもつておられるか。なおまた、その防止方法ないしは對策に對して關係諸大臣に伺ひたいと思ひ。これが第一点でございします。

諸君は、昨年四月十一日に、マツカ・サー元帥のお招きによりまして、總司令部の美術部顧問としてわが國を訪れられ、わが文化界各方面の温かい歡迎と心からなる感謝を受けながら、八月十七日に無事任務を完了いたしてア

メリカにお帰りのなすつたところのラングドン・ウォーナー博士の名前は、今なお御記憶と私は存じております。申すまでもなく、このウォーナー博士は、御承知のようにお若いときからボストン博物館東洋部副部長に就任されて、ときの部長でありました岡倉天心の指導のもとに、いわゆる東洋美術に對する相當なる御權威をもつておられたのでございます。御案内の通り、後ほど岡倉天心が日本に帰還いたしましたや、その後を追つてわが國に來朝され、その後奈良の勸學院に滞在されて天平時代の彫刻の研究に没頭され、その後東洋各地を巡歴の上、最近ではハーバード大学の博物館において東洋部の主任をやつておられました。

そこで、このたびの戦争に終んのお話になるのでございますが、御承知の通り緒戦の受身を取戻したアメリカ軍が、やがで盛んに日本の本土の攻撃を始めてやうとするに、岡倉天心が高らかに称えられた日本の美が、はたしてこの大きな破壊の前に安全であり得ようかと、おそらく博士の心は一途に古い都である奈良あるいは京都、これらの社寺佛閣の上に走られ、おそらく胸を痛められていたことであらうと存するのでございます。しかしながら、御案内の通りこの心配は間もなく解消いたしました。アメリカでは、戦いがらもよき理性は失われずに成長していただのでございます。日本本土爆撃に關するある種の委員会が設けられたときに、ウォーナー博士は、日本美術の權威者としてそこに招かれて、命ぜられるままに日本美術品の精細なるリストを作成され、提出されたと承つ

ております。ところで、日本本土はもなる都市がほとんど全部徹底的に爆撃されましたけれども、結局アメリカ將兵の理知と良識とは、ウォーナー博士のプラン通りに残さるべきものは残され、美術の都京都、奈良は一度の爆撃も受けずに無事安泰たり得たことは、周知の通りでございます。

ウォーナー博士は、昨年の日本滞在中しばしば申されました。古美術品はしかばねではない。それをわれわれが眺めるのは、單に古い品物であるからでもない。珍らしい品物であるからでもない。また目に訴ふる美しい品物であるからでもない。われわれは、この古美術品を通して、これらのものをつくり出したところの民族がいかなるものであるか、すなわち、その民族の歴史や精神生活や知的生活や日常生活の習慣がいかなるものであるかを知らんがためである、かように申されております。

ところで、昨年の七月一日文部省は、この度の戦災によつて滅失しましたる國宝が大體二百九十三件、重要美術品が百三十四件、かように発表されたと思ひます。これだけでも相當の由々しき数でございしますが、もしもこの奈良と京都が爆撃をこうむつたといつたならば、おそらくこの数字は十倍、二十倍以上に達しておつたことであらうと私は考えます。われわれはこれを思うときに、今さらながらアメリカ將兵各位、と同時にウォーナー博士に對し、心からなる感謝の誠をささげ次第でございします。(拍手)

あるいはウォーナー博士に對して申訳ないことと存することが、若干煮起してまいつてるのでございます。その第一は、皆様に御承知の昨年十一月の財産税課税を前にいたしまして、千四百名に上るところの國宝や重要美術品の所有者が、その所有品を相當隱匿あるいは賣却し、これがために、文部省や國宝保存会もいかんとも手の下し方がないといふことを承つていたのでございします。さらにまた第二刀剣類も、内務省の調査によりまして、武器として連合國に渡されたものが約八十萬点、美術品として所持の許可されたものが約十萬点、別に財産税課税を恐れて隠匿の疑いあるものが、なおかつ約十萬点あると聞かれております。そこに今度は第三の問題として起つたのは、最近目立つて殖えたといふこれらの品々の所有者からの手離れ、散逸のうわさでございします。こういふ現象があるといふことは、文化國家をもつて唯一の目標としている日本國家再建のため、実に嘆かわしい問題であらうと存じているのでありますが、これに對する政府の對策はどうかといふことを伺ひたいのであります。

ウォーナー博士は、二面において、奈良や京都における古美術品の保存設備は、今の日本としては上乘である、ただ日本は濕氣と白蟻がある、これを防ぐことを工夫さしますれば、最も上乘の保存設備である、かように言われております。また他面において、外國の美術品の鑑賞は、ある國とある國とが、双方が相交換と申しまするか、貸借でございします。貸借をいたしまして、適當なる場所に出品して、もつて一般國民にあまねく相手國の文化の味を味わさず、これでもよくはないかと言つておられますが、これはまことに傾聴に値する卓見と存じます。

話は結論にはいりますが、ここにおきまして、わが國の古美術品の保存に關する法規の沿革をたどつてみたいのでございします。明治の初年に、わが古美術品の散逸ないし國外流出がだんだん問題になつてきたときに、當時の岡倉天心その他の先覺者が非常な努力を拂われした結果、御承知の明治二十九年、ようやく古社寺保存法といふものが制定されたのでございします。この古社寺保存法のとを受けてのが、昭和四年の國宝保存法であるかに承つております。この國宝保存法第三條は、「國宝ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ」、かように規定いたしてございします。さらに、昭和八年の「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」第一條には、「歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル價值アリト認メラル物件(國宝ヲ除ク)ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ」、かように定められております。しかして、ともに罰則も設けられてございします。しかし、この罰則は、今日の現段階から眺めるときに、もとより妥當なものではございせんが、かような法律がある以上、恭聞傳えられようところの現象があり得るといたします。場合によつてはたしてこれは政府が見逃さるべきものであるか。いかなる對策をおもひとこの第三点でございします。

私が申すまでもなく、この古美術品といふものを外國へ持出すといふこと

は、どこの國でも嚴重に法規できめてございます。もつとも、最近私たちが耳にいたしますように、問題はインフレーションであります。戦後ドイツは、これは事情によりやむを得ないものでありましようけれども、しかし一面から見ると、わが國の場合において、われわれの祖先が全精魂を傾けて制作したる藝術品が、しかばねでなくして、生物であると言われている以上、その散逸ないし國外流失は、まことに骨肉にわかれる、身を切られる思いがするものでございます。

人類の平等ということと同時に、個人の尊重を念願する民主主義は、當然國際性ということと同時に國民性ということを尊重したものであらうと私は存じております。現政府は、組閣以來しばしば文化面の政策を發表せられておられます。文化の普及向上を口にせられておりますこと、まことに私は欣快と存じます。しかしながら、以上私が申し上げましたとき美藝問題が横たわつております。これをいかに考へになられ、なお、これをいかにしてお防ぎにならんとせられますか、文部大臣並びに内務大臣、司法大臣にも伺いたのであります。司法大臣は議席に見えませんが、政務次官がおられますから、御答弁を併せてお願いしたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣(森戸辰男君)登壇〕
○國務大臣(森戸辰男君) ただいまの福田君の御質問は、文教の面に立つており、文化の保存と発達に関心をもちておりますと私といたしましては、まことに適切かつ緊急を要する御質問であつたと存じます。

敗戦の日本は文化國家を目ざしてゐるのであります。この文化國家を立てるには、わけてもうるわしい自然と、うるわしい藝術とをもたなければならぬのであります。しかるに残念なことに、戦争のために自然も、また傳來のうるわしい藝術も、幾多損失散逸したされたのであります。殊にたゞいま福田君の言われたごとく、残りましたよい藝術品すらも、インフレ、財産税その他のために、隠匿、散逸あるいは流出する心配があるという事態にあるのであります。

私も、先ほど申された國宝保存に關し、「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」をもつておるのであります。これによつて指定せられたる重要な古美術品を國内に保存いたさうとしたしておるのであります。しかしながら、これはただいたすに日本の經濟交通の取引を妨げることを目的とするものでないことは、御承知の通りであります。私も、これらの美術品を國内に、とつておこうというのには、これらの美術品が日本の國民にとつて放すことのできない、まことに大切なものであるだけでなく、これらの美術品、藝術品は、そのできた國土で、その自然のうちに、またそれが育つた環境のうちにこれを鑑賞して、初めてそのうるわしさを外國の人といへとも鑑賞することができるのであると私は思ふのであります。

す。(拍手)單なる國民的な利己心ではなく、ほんとうに世界にりつばな藝術をもつて、日本の國をうるわしい國とし、うるわしい藝術をもつた文化國としようという、日本のみならず、世界の國も求めておるその目標に私どもは到達せんといたしておるのであります。

ただ残念なことに、先ほど福田君の御指摘になつたような傾向も幾分あるのであります。私どもは、先ほど申しました二つの法規が嚴重にこの際適用されるようにと考えておりまして、かような方向に進んでいただきたと當局にもお願いいたしたいと存じておるのであります。他面また脱漏しております國宝に該当するもの、また重要美術品等についても、指定を進めたいかなければならぬと存じております。さらに、しかしこれだけではなかつた急の間に合わない点もあつたので、もし國費の状況が許しますならば、博物館、美術館等において重要美術品を買い上げる費用をも増額するということも考えらるゝておるのであります。(拍手)かようにして、できるだけ日本のもつた美術品が、日本の中にあつて、日本の自然の中に、日本のつくられた環境の中に、日本人とともに外國から來られる観光客にも十分に理解されるような状態をつくりたいと存じておるのであります。(拍手)

しかしながら、これは法律とが國家の費用だけではいけませんので、日本の國民全体が、日本の國を文化國家として、うるわしい國とするというつもりをもつていただきたと思ふのであります。殊にかような重要美術品をもつておいでになる方々においては、もちろんいろいろな点で経済上お困りのこともあるが、この日本の國をうるわしい文化國家にしていかなければならぬ

ということを念頭にもつていただきたいと存するのであります。

アメリカは敵國であつたときにも、実は日本の美術品を尊重して、先ほど質問者のお話になつたような爆撃すら慎んで、日本の古美術を救つていただいたのであります。私は質問者とともに心からこの好意を感謝いたしますのであります。(拍手)當時の敵國ですらあつたとすれば、日本の國民は、しかも敗戦後文化國家をつくりたいかなければならぬという日本國民は、この大事な美術をほんとうに守つていくように、法律の規定や國家の費用だけでなく、國民が心から文化國家の建設に協力していただきたということを私は心から念じて、私の答弁にかえたいと存するのであります。(拍手)

救國貯蓄運動に関する決議案(松田正一君外四十六名提出)
○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、松田正一君ほか四十六名提出、救國貯蓄運動に関する決議案を議題となし、委員長(松岡駒吉君)の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしとす。救國貯蓄運動に関する決議案を議題といたします。委員長(松岡駒吉君)の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

救國貯蓄運動に関する決議案
救國貯蓄運動に関する決議案
待望久しい貿易の再開もその実現を見、今やこの新日本經濟建設の好機に際会して、速かにわが國經濟の安定を確立すべきことが急務の要請となつた。而して、通貨の安定、貯蓄の増進は眞に經濟安定の基礎であることに鑑み、既に昨春秋、自由、進歩、社会、協同、國民の各政黨は、衆議院において通貨安定に關する共同決議をなし、爾來これが趣旨に則り、連合軍總司令部の深甚なる好意と支援の下に、救國貯蓄運動を展開して今日に至つたのであるが、既に十箇月間の推移並に貿易再開等、現下の内外の經濟情勢に顧みれば、今や本運動は警察、宣傳の域を脱し、全國民の生活刷新、勤儉貯蓄の實踐を強力に推進し、以てわが國經濟の安定、再建の基礎を速かに確立すべき段階に直面してゐるのである。本運動の成否如何は、直ちに日本再建の成否如何にかかり、その重要性の感、加重せられつつあることを痛感するものである。

よつて、われわれはここに政府に對して、さきに發表した蘇聯緊急對策の急進且つ強力なる實現、特にその最大眼目である健全財政主義の堅持については、万難を排してその貫徹を期せられんことを要するものであるが、されと表裏一体をなす本運動については、われわれは政黨政派を超越し、一致協力、救國の熱情を傾注し、以て通貨の安定、貯蓄の増進を図るべき本運動の目的完遂のため、全力を盡さんことをこ

とす。財政及び金融委員會理事島田晋作君。

ここに替りものである。
右決議する。

救國貯蓄運動に関する決議案(松田正一君外四十六名提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

從來通貨安定政策本部を中心として救國貯蓄運動を展開し相当の成績を挙げたが、今や貿易の再開を迎え、國內經濟情勢の整備、殊にその根本要件たる通貨の安定貯蓄の増強は焦眉の急務であり、しかも通貨に關する諸種の流説その跡を絶たず、資金蓄積の状況又必ずしもその需要に及ばざる懸念なしとせざるの秋、本共同決議案を衆議院本會議にて決議し、救國貯蓄運動に挺身せんとする我々の覚悟をあらたにし、政

党政派を全く超越する全衆議院の確乎たる決意を天下に明示するは、現下難局打開に裨益するところ少なからざるものあることを確信するものである。
二、議案の可決理由
今や貯蓄運動は啓蒙、宣傳の域を脱し、全國民の生活刷新、勤儉貯蓄の実現を強力に推進し、以てわが國經濟の安定、再建の基礎を速かに確立すべき段階に直面しているのである。本運動の成否如何ははなはだ重且つ大であるという理由の下にこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年八月三十日

財政及び金融委員長 北村徳太郎

衆議院議長松岡駒吉殿

(島田晋作君登壇)

○島田晋作君 たいだいま議題となりました救國貯蓄運動に関する決議案につきまして、財政及び金融委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

今や貿易の再開を迎え、國內經濟体制の整備、特にその根本要件たる通貨の安定、貯蓄の増強は焦眉の急務であることは申すまでもありません。昨年秋、戦時補償打切りに伴う一連の重要諸施策が実施せられ、その基礎として、通貨の安定、貯蓄の増強が要請されましたが、衆議院において、通貨安定に關する自由、進歩、協同、國民の諸政党的共同決議を見、爾來通貨安定政策本部を中核として救國貯蓄運動を展開し、相当の効果をあげてまいつたのであります。が、通貨に關する諸種の流説その跡を絶たず、また自由預金の増加趨勢も良好な成績を示すようになつたとはいへ、現下の歴大なる財政並びに産業資金を賄うにはなお十分なるを免れず、現状は必ずしも樂觀を許さざるものがあるように認められるのであります。今や貯蓄運動は啓蒙宣傳の域を脱し、全國民の生活刷新、勤儉貯蓄の実現を強力に推進し、もつ

てわが國經濟の安定、再建の基礎を速やかに確立すべき段階に直面してゐるのであります。本運動の成否いかんは、はなはだ重かつ大であります。されば通貨安定政策本部におきましても、去る七月一日第五回總會を開き、今後さらに救國貯蓄運動の徹底的なる推進に努力すべき決意を表明するとともに、本共同決議案を衆議院本會議に上程し、われわれの覚悟を新たにするとともに、政党政派を超越せる全衆議院の確固たる決意を天下に披瀝し、もつて國民の向うべき方向を明示し、本運動實現の目的を先達せんとするものであります。

右の決議案につき、本委員会におきましては数回にわたり慎重なる審議を重ねました結果、本案は國家の情勢上きわめて妥當なるものと認め、討論省略、全会一致をもつてこれを可決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

國會の休会の件
○議長(松岡駒吉君) 國會の休会についてお諮りいたします。本件について

は、參議院議長と協議の結果、来る九月一日より十四日まで、十四日間、國會の休会をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて九月十四日まで十四日間、國會の休会をなすことに決定いたしました。(拍手)

次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十七分散會

出席國務大臣

内務大臣 木村小左衛門君
大藏大臣 栗栖 勉夫君
司法大臣 鈴木 義男君
文部大臣 森戸 辰男君
厚生大臣 一松 定吉君
農林大臣 平野 力三君
商工大臣 水谷 長三郎君
運輸大臣 若米地 義三君
國務大臣 西尾 末廣君
國務大臣 林 平馬君

出席政府委員

厚生政務次官 野田 信夫君
貿易局長官 金光 義邦君
貿易副次官 永井 幸太郎君
運輸政務次官 新井 茂君
運輸事務官 田中 源三郎君
有田 喜一君

逓信政務次官 樫原 三郎君

衆議院會議録第二十六号中正誤

頁 段 行 誤 正
二九 五〇 治安 治安
三〇 二七 徴々 徴々
三一 四三 利産 利産
三二 四二 衷心 衷心
三三 三三 落胆 落胆
三四 五〇 中には 中には
三五 一三 納付し又 納付し、又は

衆議院會議録第二十七号中正誤
頁 段 行 誤 正
三二 二九 大阪府 大阪府
三三 二二 への通知 への通知
三四 二六 現在の私 現在の私
三五 四一 ただいま だいたい

定買一郭一月四千銭

行 発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局